パートタイム労働者の労働条件通知書

|  |  |
| --- | --- |
| 年　　月　　日 | |
| (労働者名)　　　　殿 | |
| 事業場名称・所在地 | |
| 使用者職氏名 | |
| 契約期間 | 期間の定めなし、期間の定めあり(　　年　　月　　日〜　　年　　月　　日) |
| 就業の場所 |  |
| 従事すべき業務の内容 |  |
|  |
| 始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換((1)〜(5)のうち該当するもの一つに○を付ける。)、所定時間外労働の有無に関する事項 | 1始業・終業の時刻等 |
| (1)始業(　　時　　分)　　終業(　　時　　分) |
| (2)変形労働時間制等 |
| (　　)単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせのよる。 |
| 始業(　　時　　分)　終業(　　時　　分)(適用日　　　　　　) |
| 始業(　　時　　分)　終業(　　時　　分)(適用日　　　　　　) |
| 始業(　　時　　分)　終業(　　時　　分)(適用日　　　　　　) |
| (3)フレックスタイム制 |
| 始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。だだし、フレキシブルタイム |
| 始業　　時　　分から　　時　　分、終業　　時　　分から　　時　　分 |
| コアタイム　　時　　分から　　時　　分 |
| (4)事業場外みなし労働時間制 |
| 始業(　　時　　分)　終業(　　時　　分) |
| (5)裁量労働制 |
| 始業(　　時　　分)　終業(　　時　　分)を基本とし、労働者の決定に委ねる。 |
| ○詳細は、終業規則　第　条〜第　条、第　条〜第　条 |
| 2休憩時間(　　)分 |
| 3所定時間外労働(有(1週　　時間、1か月　　時間 、1年　　時間)、無) |
| 4休日労働(有(1か月　　日、1年　　日)、無) |
| 休日 | ・定例日　毎週　　曜日、国民の祝日、その他(　　　　　　　　) |
| ・非定例日　週・月当たり　　日、その他(　　　　　　　　　) |
| ・1年単位の変形労働時間制の場合　一年間　　日 |
| (勤務日)　毎週(　　　　　　)、その他(　　　　　　) |
| ○詳細は、終業規則　第　条〜第　条、第　条〜第　条 |
| 休暇 | 1年次有給休暇　6か月継続勤務した場合(　　日) |
| 6か月以内の年次有給休暇(有・無)→(　　か月継続　　日) |
| 2その他の休暇 |
| 有給(　　　　　　　　　　)、無給(　　　　　　　　　　) |
| ○詳細は、終業規則　第　条〜第　条、第　条〜第　条 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 賃金 | 1基本賃金 | | |
| イ月給(　　　　　　円) | | |
| ロ日給(　　　　　　円) | | |
| ハ時間給(　　　　　　円) | | |
| ニ出来高給(基本単位　　　　　　円、保障給　　　　　　円) | | |
| ホその他(　　　　　　円) | | |
| ヘ就業規則に規定されている賃金等級等 | | |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 2諸手当の額又は計算方法 | | |
| イ(　　　　手当　　　　　　円/計算方法:　　　　　　　　　　　　　　　　) | | |
| ロ(　　　　手当　　　　　　円/計算方法:　　　　　　　　　　　　　　　　) | | |
| ハ(　　　　手当　　　　　　円/計算方法:　　　　　　　　　　　　　　　　) | | |
| ニ(　　　　手当　　　　　　円/計算方法:　　　　　　　　　　　　　　　　) | | |
| 3所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 | | |
| イ所定時間外　法定超(　　　)%、所定超(　　　)%、 | | |
| ロ休日　法定休日(　　　)%、法定外休日(　　　)%、 | | |
| ハ深夜(　　　)% | | |
| 4賃金締切日(　　　)−毎月　　日、(　　　)−毎月　　日 | | |
| 5賃金支払日(　　　)−毎月　　日、(　　　)−毎月　　日 | | |
| 6労使協定に基づく賃金支払時の控除(無,有(　　　　　　　　　　　　　　　)) | | |
| 7昇給(時期等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) | | |
| 8賞与(有(時期、金額等　　　　　　　　　　　　　　　　　　)、無) | | |
| 9退職金(有(時期、金額等　　　　　　　　　　　　　　　　　　)、無) | | |
| 退職に関する事項 | 1定年制(有(　　　歳)、無) | | |
| 2自己都合退職の手続(退職する　　日以上前に届け出ること) | | |
| 3解雇の事由及び手続 | | |
|  |  |  |
|  |  |  |
| ○詳細は、終業規則　第　条〜第　条、第　条〜第　条 | | |
| その他 | ・社会保険の加入状況(厚生年金　健康保険　厚生年金基金　その他(　　　　　　)) | | |
| ・雇用保険の適用(有、無) | | |
| ・その他 | | |
|  |  |  |
|  |  |  |
| ・具体的に適用される就業規則名(　　　　　　　　　　　　　　　　　) | | |